

## 池田町要綱第38号

### 池田町中小企業雇用調整助成事業費補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業等により労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対し、補助金を交付することにより、雇用の安定を図り、及び事業活動の継続に資することを目的とする。

#### (対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するものであること。
- (2) 町内に事業所を有すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金（職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受け、かつ、5分の4の助成率が適用される事業主であること。
- (4) 申請時点において、町税及び料金の滞納がない事業者。

#### (対象期間)

第3条 補助金の交付対象期間は、国が定める緊急対応期間とする。

#### (補助額)

第4条 補助金の額は、事業主が支払った休業手当又は教育訓練受講生若しくは出向労働者に係る賃金のうち、雇用調整助成金等の支給決定額を除く

事業主負担額とする。ただし、雇用調整助成金等の支給決定額と補助金を合わせた上限額は、雇用調整助成金等の対象労働者1人あたり日額1万8,000円とする。

2 前項の規定による補助金の限度額は、1事業所あたり、100万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、池田町中小企業雇用調整助成事業費補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、池田町中小企業雇用調整助成事業費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請をした者に補助金の額を通知するとともに、補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消し等)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 雇用調整助成金等の支給決定の全部又は一部が取り消されたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年7月28日から適用する。